

郷土所有地に於ける小作関係について : 大隅国鹿屋郷野田家の場合

桑波田, 興
九州大学九州文化史研究所

<https://doi.org/10.15017/7174350>

出版情報 : 九州文化史研究所紀要. 6, pp.59-69, 1958-02-20. KYUSHU BUNKWASHI KENKYUSHO, KYUSHU UNIVERSITY
バージョン :
権利関係 :

郷土所有地に於ける小作関係について

——大隅国鹿屋郷野田家の場合——

桑 波 田 興

序

「封建制の極北」と云われる薩摩藩の封建支配体制は特異な農民統治組織たる門割制度と共に老大な郷家臣団の存在に依つて支えられていた。郷土の存在は藩の社会構造、権力構造の理解についての多くの問題を含んで居り、殊に同藩に於ける地主制の成立展開に関して郷土地主の存在は決定的な重要性を有する。而して幕末維新期に所謂西南雄藩の一つとして少なからぬ動きを示した同藩幕末期の社会経済状況の理解は、同じく西南雄藩の一つたる長州藩に比して甚だおくれた状態にある。本稿では、郷土の所有地に成立した小作関係について、その一端を窺う事とした。

(→)

薩藩郷土の封建家臣としての家格は大番格(じ)であり、藩の制度上は郷土層内部に家格の上下は存在しない。しかし現存する諸郷土高帳に於ては、高持座、一ヶ所座、無屋敷座の区別が存在し、高持郷土、一ヶ所郷土(屋敷のみを有し、知行高を有せざるもの)、無屋敷郷土(無屋敷とは藩主より賜り、且つ屋敷帳所載の屋敷を有せずの意。自身にて切明キヤウメイしたる切明屋敷

は無屋敷郷土と云えども有する)の三階層があつた事を示して居る。而して、各座内部に於ても、一定の記載順位が見られ、この順位は郷土層内部の家格序列を反映しており、近世初期に於ては、家格序列と持高序列は一致した関係にあり、且つ家格序列内の地位は近世を通じて固定していた。然るに、薩藩に於ては、家臣団の知行高は家格に依る一定の制限内では売却、買入の処分は自由であつたから、近世後期の郷土高帳に於ては、近世初期のそれに見られる如き家格序列と持高序列との一致は見られなくなる。一例を示すならば次表の如くである。

第一表 宝曆三年川辺衆中高帳に依る順位比較表

(A)	持高	(B)
1	石斗 15.2	27
2	24.5	15
3	26.8	13
4	31.1	9
5	16.4	23
6	5.2	71
7	11.5	34
8	28.1	11
9	35.7	3
10	12.6	30
11	4.8	77
12	5	155
13	1	139
14	7.2	55
15	2.1	114
16	20.6	17
17	1	137
18	17.6	21
19	32.9	6
20	29.3	10

(A)は高帳記載順位 (B)は持高順位、高持土総数百九十八人、鹿児島県川辺郡川辺町町立図書館蔵宝三年「川辺衆中高帳」より複製

右表に於て家格と持高の一致は存在しない。すでに持高順位の第一位は、記載順位二十位以下に移降している。かかる変化を生じた制度的原因は、上記の如くであるが、郷土層内部に於けるこのような階層秩序の乱れにつ

いては他に抱地開發の盛行と云う現象を考えなければならぬ。勿論城下士と云えども、抱地高を有し、それが知行高の内に加えられ売買される事は郷士と何等変りはないのであるが、居住地域の關係から抱地開發の主要な遂行者は郷士であつた。殊にそれは享保以降に於て著しかつた事は「諸郷榮勞調」に指摘する如くである。第一表に見られる郷士持高と家格の不一致は、封建家臣団の經濟的窮迫と云う近世封建社会に一般的な現象をも示しているが、同時に抱地開發の盛行の波にのつて産をなしたものの存在も示している。

本稿の対象である野田家(大隅国鹿屋郷々上)は抱地の集積に依つて、無屋敷郷士から上級高持郷士に上昇した享保以降の新興郷士の一つであつて、その存在は利貸的機能、肥料商人的機能を兼ねるものである。

このような存在である野田家の集積地に成立した小作關係に於て作人及び、小作料について以下若干の考察を加える。

(二)

野田家の持高は、幕末嘉永元年に百石を超え、その主要構成部分は文政三年御筆入迄取入高五十三石余(二十三十町余)の抱地である。これと文政三年以降の取入高の他、質地、永作地、大山野地等から成る万支配地とて小作地は構成されている。その面積を判明している年度について表を示すれば次表の如くである。

下表中に粟、錢の量で示した項は、取納帳に取納粟及び取納錢の額と耕地所在の小字名のみを示して地積の記載がないものであつて万支配地及び抱地双方ともに含まれている筈である。小作地の殆んどが畑であるのは鹿屋郷の地理的自然的条件に依るものであつて、野田家の持高も殆んどが

第二表 小作地面積表

	抱地	万支配地	粟、錢、米の額に て表示される分	
			町反畝歩	町反畝歩
天保四年	田	3.26	粟 1957合	錢 10貫400文
	畑	18.4.0.24	粟 10貫400文	錢 10貫400文
十三年	田	1.6	粟 5481合	錢 850合
	畑	24.1.7.14	粟 2貫500文	錢 2貫500文
嘉永三年	田	1.21	粟 8081合	錢 50貫184文
	畑	18.8.0.14	粟 50貫184文	錢 50貫184文

畑高で構成されている。畑地の所在は、その大部分が笠野原台地上にある。第三表は現存する取納帳に現れる作人を身分別に集計したものであるが、総人員について云えば、天保末年を最高として嘉永三年には天保初年の規模以下にまで縮小している。このような作人総数の増加と減少は、笠野原朝鮮人と農民の両者に依つてなされている。総作人中に於ける農民の比率は天保四年を最高(七

二・六%)とし、天保十三年までは五十%以上を保っているが、嘉永三年に至つて数的にも、全体に対する比率の点でも(三〇・五%)著しい減少を示すのである。これに比して笠野原朝鮮人の場合は一貫した増加の傾向を示している。その比率は天保四年に一三・九%、同六年一六・七%、同十三年二九・二%、嘉永三年には五五・三%となり、数的にも農民作人数を凌駕するに至るのである。郷士、野町々作人数は例年二〇%に満たないのであつて割合に安定した数字を示している。

第三表 小作人身分別構成表

	郷士	農民	町人	鮮人	計
天4 保年	10人	93人	8人	18人	129人
6 年	14	118	7	28	167
13 年永年	13	115	5	55	188
嘉3 年	9	37	7	67	121

天保十三年と嘉永三年の小作人身分別構成は野田家作人中の主要な労働

力が一般農民から鮮人に転移した事を示している。鮮人が小作関係に入り込みやすい状態にある事は彼等が

- (1) 門農民の如く封建的收奪の直接的対象でない事。
- (2) 従つて、それに対する封建的諸制限も比較的ゆるやかである事
- (3) 鮮人に対する給付は或程度の免地の附与に止まる事
- (4) 而して、直接的封建的收奪の対象たり得ないものゝ家部では藩当局に於ては成可固定せんとしたであろうから、無家部無免地の過剰人口が存在したであろう事。

等に依つて容易に推察される。かかる状態にある鮮人の中の少数のものが、野田家との間に金穀貸借、質地出↓質地小作関係を成立せしめるなら、それを契機として多数の者が單純な小作関係に入り込んだと考えられる。これに対して農民作人の急激な減少の原因が考えられなければならない。これは門農民の經濟状態の変化に基くものであろうか。しかし、弘化、嘉永年代に於ても、農民保有地の質入は依然として存在して居り、又万覚帳等の記事も農民の經濟状態の急激な変化は反映していない。門農民の慢性的な窮乏が一朝にして解決されるものでないとすれば、野田家及び、農民双方にとつて小作関係の存続に不都合な事情が急激に発生したものとみななければならない。この点について、野田家の下人に関して天保末〜嘉永期に生じた変化は示唆的である。史料遺存の状況から弘化年間のデータを欠くのであるが、それでも第四表に示す如き顕著な変化が現れている。

下表に依つて、天保年間の下人と嘉永年間の数とはその数が前者は多く、後者は少いと云う点も指摘できるが、それよりも給銀の取極めに際して前者に於ては「諸出分」が問題となつてゐるのに反して、後者では全くそれが見られないと云う点が両者間に於ける重要な相異となつてゐる。「諸出分」の一例（天保七年万覚帳内の堂添之善太郎に関する部分）を示

郷土所有地に於る小作関係について

第四表 下人構成表

年 度	下 人 名	雇 備 条 件
天保七年	中名村東別府之名子三太郎	年中給分 銀拾貳 文 具候 而衣類等者給分之内 方 調管 諸出分 之儀者此 方 志之事
	上名村之次郎	年中給分 銀拾五 文 具置 衣類並 諸出分 等給分之内を以差出 管 置候
	下名村堂添之善太郎	年中給分 銀八分八 七 百文 具候而衣類並 諸出分 等者給分 方 差出 管 尤 志 月ニ ひま 一日ツツ
	上名村畑中門名子仲之丞	年中給分 銀拾五 文 具候 衣類並 諸出分 等者給分之内 方 差出 管 置候事
天保十二年	上名村上別府之名子平八	給分 壹ケ年 ニ 拾貫 文 具候 而日間二日 諸出分 迄出 與 管也衣類等此 方 無 構
	中名村和田之利助	年中給分 拾貳 貫 文具候 而衣類等 ハ 給分之内 方 求 管 諸出分 ハ 此 方 差出 管 置候
	中名村平屋敷之架波太郎	給分 壹ケ年 拾 貳 貫 文具候 而衣類 ハ 給分之内 方 求 管 也 諸出分 ハ 此 方 差出 管 置也
嘉永二年	笠野原春之車円	年中給分として廿四貫 文具候
	日雇右橋之小次郎	申拾二月二十九日 方 此 方 江仕事ニ 參候
嘉永三年	谷村之十	衣類扶持ニ而召仕候、右金次郎当年拾六才
	養ひ子	
	金次郎	年ニ 拾五 貫 衣類 之儀者此 方 作 具候
	勘太郎	

すならば

「末二月廿六日

一、錢壹貫文

夫掛出分並諸出分之由

申四月十四日

一、錢四百文

御馬追仕分之由

申七月一日

一、錢貳百文

諸出分之由

七月十日

一、錢壹貫文

親方諸出分旁々入用之由

八月十七日

一、錢六百文

右者人馬立方出分並山卷へ太郎中西之金へ頼入賃分私之由」
(善太郎)

「諸出分」とは、村入用負担分であろうと思われるが、かかる負担を負う善太郎は一般的に表現すれば転落本百姓である。彼は堂添門の構成員であり、現用夫である。その労働力は門地以外の場に於て使用せられてはならない筈である。天保年間の野田家の下人はあつてはならない筈のものみに依つて構成されているのである。これに反して嘉永年間の下人は、笠野原鮮人であり、年少者であり、門農民であつても日雇の形態をとつている。而して、ここでは「諸出分」に関する配慮は全く必要がない。即ち、封建的収奪の直接的対象でないものか、又はその対象たり得ないものであり、或は門地の経営から離脱していないものである。下人構成に於けるこのような変化は、小作人身分別構成に現れた変化と無関係ではないと考えられる。即ち、これらの変化は門農民の労働力を門地以外の場に於て使用

する事に対する強力な阻止力が働いている事を示している。野田家に於けるかかる変化と時期を同じうして薩藩では弛緩した門体制再建の為に逃散農民の引戻策を行つた事が知られている。西郷隆盛の「農政に関する上書」に依れば、

「御国之程農政乱れたる所決而有御座間敷如何して百姓の伸立候期可有御座哉離散仕外無御座逃他領江在付居候者幾千人拾余年計跡二茂五百人余無理二御引戻相成牛馬農具迄下候得共居止候者相少悉く逃去候儀二御座候」

とあり「上書」の書かれた安政三年から「十余年跡」即ち弘化二、三年頃に他領へ逃散した門農民の強制引戻が行われた事と薩藩農村荒廢の状態とを述べている。かかる政策の目的は門地外に流出した労働力の門地への再緊縛である事は明白であつて、我々は、野田家の小作人、下人に現れた上述の変化も右のような目的を持った政策の影響ではなからうかと云う疑問をもつたのである。

これらの措置のとられた弘化年代初頭は、調所、海老原等に依つて主導された天保改革の進行中に當つて居り、改革事業の一環として門体制の再整備の措置がとられたのではなからうかと思われるのであるが、天保改革の中心人物であり、特に農政に深い関心を有していた海老原の手記等を検しても、改革中にとられた農政に関する政策は、農業技術導入、逃散農民引戻、定免制の確立、耕作に対する直接監督の強化等であつて、野田家の小作人身分別構成、下人構成に現れた変化を説明し得る如き政策が全藩の規模に於て行われた形跡はない。野田家の諸帳簿中に於て確実に天保改革中の政策の影響と認め得るのは、以下に示す如き記事である。即ち、

A 「笠野原山畑式反四畝式歩

大豆壹俵三升五合

新左衛門

山畑十八間 式反壹畝十八歩
山畑廿六間 大豆三斗四升六合

金石衛門

高ノ三斗六升四夕二才

右者天保十四年卯閏九月永代相請取証文有外ニ茂ニケ所利分ノ受取居候弘化二年巳二月百姓受地之儀者相返候様被仰渡都而相返し置候得共永作地之儀者何ぞ支無之段受持郡奉行衆より承知之段郷士年寄衆ノ被仰渡利分之儀者相返置候通ニ而宜敷候得共右卷ケ所之儀者永作地ニ而永代之事候ニ付此方ノ支配いたす段達置(後略)

右の如く百姓受地ニ門地にして質地或は、永代買取地となつた土地を藩庁からの布達によつて返却しているのであるが、万支配地名寄帳中に於て「相返付」と書入があり抹消された土地を列挙すれば次の如くである。

B 「中名村之内加石塚

中名村下曾田之

權太郎

山畑式反余 但壹枚ハ八畦余一枚ハ一反余

此卷行御趣意ニ付巳二月八日直ニ相返候也」

C 「藤六原高山道添

下名村吉田之

源助

永作畑 式反五畦程 川床之上紅花之段

永作畑 三反御趣意ニ付巳二月

相返候

永作畑 壹反

同人

(中略) 此場吉田之名頭市蔵方へ相返し置候得共永作地之儀者差支無之段其後郷士年寄衆方承候ニ付本之通此方ノ支配いたす段(後略)」

D 「古川

下名村野添之

茂右衛門

御納戸永作下々田二間半 九間二十三歩

赤糶八升

同所頭 古荒当分水神免

郷土所有地に於る小作關係について

田 壹畦式歩

同人

御趣意ニ付巳二月十日返候」

E 「下名村之内中崎

下名村田井村之名子

大山野地 二反

源 蔵

但茶園相付 巳三月九日相返候」

右の諸例に於る質地の取扱は一樣でない。A及びCは永作地であるとの理由に依つて一度返したものを再び自己の支配地に入れている。しかしD及びEは永作地或は大山野地であるにもかかわらず相返している。明らかに門地と思はれるものはBのみである。結局「御趣意ニ付」百姓へ返した土地は田壹畝二十五歩、畑四反余である。このやうな農民質地主への土地の返却は次の「達」が実行せられたものと考へられる。即ち、

一、百姓江錢貸付質地を請取居者ハ早々可相返事

候ニ付罷出断申候ハ可承置事
但世帯方相応之者何ぞ繰替候為借入候者ハ是迄之通其利可首尾合事当三月迄

ハ是迄通一割六分以後ハ一割利付候事

一、百姓江此以後錢貸付一割ニ而貸付候事

一、掛錢一往差留候事

但郷士町人寺門前之儀者御構無之事」

右の達の主なる目的は、郷士の高利貸活動の制限であつて、百姓よりの質地受取禁止と利率の制限及び百姓の掛錢(摸合)禁止を内容とし直接門農民の勞働力に關する規定は含んでいない。「上書」に見られた逃散農民引戻と、高利貸行為制限、農民保有地に対する保護を内容とする右の「達」が天保改革の一環であるとしても、これらの政策と同時に鹿屋郷に於て、弘化年代初頭に檢地門割が行はれたと考へなければ、野田家に於る小作人身分別構成及び、下人構成に生じた変化は説明し得ない。檢地門割の意味

する所は、過重な天役及び貢祖負担、郷土の高利貸行為に依る収奪等に依つて荒廢弛緩した農業生産体である「門」の再建整備であり、労働力の面に於て見るならば、門地外に流出した労働力が再び門地に緊縛せんとするものであつたからである。薩藩に於る全藩的な検地門割は享保六御文配(享保七年)を以て最後とするが、一郷又は数郷に互る局部的検地門割は

必要に応じてしばしば行はれた所であつて、もし「達」の実行と同時に局部的検地門割が行はれていたのであれば野田家の小作関係に於て見た門農民に關する変化を以て直に天保改革の影響とする事は妥当でないのであるが、鹿屋郷御仮屋文書が全て亡失している今日弘化年代初頭に鹿屋地方に於て検地門割が行はれたか否かについては全く知る事を得ないのである。

しかしながら、野田家の小作関係に生じた変化の原因がいずれにあるにせよ、強力な藩権力の作用が及んでいる事に變りないのであつて、嘉永三年の三十七名と云ふ一般農民小作人の数は、弘化初年以來漸次増加して来た結果の数字とみるのが妥当である。

小作人身分別構成に現れた主要労働力の轉移(一般農民から笠野原鮮人へ)の原因を、野田家対農民間に自生的に発生した原因によるものでなく、藩権力の圧力の結果とするならば、同家の所有地に於て成立した小作関係はその労働力を封建的統制の弱い領域に求める事に依つて漸く存続し得たものと見る事が出来る。

(三)

小作料の形態は粟の現物納を最大とし、小作料各形態の中で銭納部分及び、米納部分は年度が降る程増加する傾向にあるが、粟現物納部分より大となる事はない。

取納量の決定は、各耕地の性状及び位置に依つて区々であり、一定の基準はない。同家の小作地の中で最も主要な部分であるところの文政三年までに集積した抱地について「自分名寄書抜作人帳」に依つて、各耕地の取納粟の単位面積当り数量の分布を示せば次の如くである。

第五表 取納量分布

取納量	筆数	面積	積歩
6合	1	反3	9
7 "	1		6
8 "	1	5	7
13 "	3	1	9
14 "	2	3	2
15 "	5	8	1
58文	1	1	5
16合	8	7	8
17 "	9	1	8
18 "	13	5	9
19 "	14	4	9
20 "	9	2	1
21 "	4	6	3
22 "	4	1	6
23 "	1	3	3
26 "	1	4	4
27 "	1	1	2
28 "	1	1	7
30 "	2	3	5
32 "	3	2	2
35 "	2	2	2
36 "	1	1	2
200文	1	1	2
312文	1	8	8

表に依つて、一畝当り一・七升と二升二合を取納する土地が全体の七十二%を占めている事が判る。これらの取納量がそれぞれの耕地の全生産量の何%に当るかは全く知る事を得ないが、「万支配地名寄帳」に記された次の記事は、野田家に於て取納した小作料が如何なる性格をもつものであるかについての手懸を与へる。即ち、

「中名村畑粟代良上納次第

畑何——何反何畝

大豆何斗何升

右大豆二四を入候得ハ高二成る也

畑高 何斗何升

右高二七斗一升四合代を掛候得ハ雜穀二成也

雜穀 何斗何升

右二五を掛候得ハ納大豆二成也

雜穀之内分納大豆を引候得ハ殘納粟二成也

右二年々之御定直成を相掛也

役米之儀ハ右高二四九を相掛候由
(以下朱字)

『畑十間 壹反 大豆壹斗六升
一六

高壹斗六升六合六夕七才

七斗一升四合代

雜穀 壹斗壹升九合

大豆 五合九夕五才

粟 壹斗壹升三合五夕

三升掛

役米 五合」

右の納粟量決定の方法は、門高に対するそれと同じである。即ち、寛政十一年「知行高取務取納次第」⁽²⁰⁾には

「一、高頭 三拾石 内田高式拾五石

納米八石九斗式升五合

内 真米 七石壹斗四升

赤米 壹石七斗八升五合

畑高 四石九斗

納雜穀 三石四斗九升九合

内大豆壹斗七升五合

但雜穀之内粟三石三斗式升四合

(中略)

右者定代之賦メ右之通百姓方相納由」とある。右の「知行高取務取納次第」は、高三拾石の門について、その上納規模と取納の方法手續を記したものであるが、引用文中の阜高及び納雜穀、大豆、粟の各量が示す比率は、「中名村畑粟代良上納次第」の中の朱字部分の粟、大豆、及び畑高の各量が示す比率と同じである。即ち、 $(\text{苗圃} \times 0.714) - ((\text{苗圃} \times 0.714) \times 0.05) \parallel \text{納粟}$ と云ふ計算が両者共に行はれているのである。従つて納

郷土所有地に於る小作關係について

粟量から逆算して得た数字に畑高は野田家で当該小作地に対して見つもつた畑高と考へてよい。これと抱地名寄帳中の藩の決定した畑高とを比較すれば、野田家の取納粟が封建貢租を上廻つて居たか否かを知る事が出来る。「自分名寄書抜作人帳」(天保四年)に記載する取納粟を総計すれば、粟五拾四石七斗二升五合を得る。(但、作人帳に「自作」と記したものと、田一反三畝の取納米壹石九升及び畑粟を米で代納した壹石壹斗五升六合を除き、錢納分三拾七貫五〇〇文は粟三斗に錢一貫文として計算した。)この納粟量から畑高を逆算すれば、八拾石八斗余となる。所でこの「自分名寄書抜作人帳」は、その表紙裏に「文政三年辰春直御竿入迄之名寄帳無残此帳江召入置由以後取入高之儀者別冊ニ帳面有」とあつて作人帳所載の耕地(抱地)は、文政三年「抱地名寄帳」に依つて、藩に於て決定した高を知り得る。同帳の粃大豆總計百四拾七俵三斗一升三合から、自作地及び米納地分を引去つた高は、三拾八石八升余である。即ち、台帳面積に於る限りでは、野田家の取納基準量は藩のその二倍以上である。しかし、これも以て直ちに生産力増大の結果かかる藩の基準量の凌駕をなし得たものとは見なしがたい、台帳面積と實際面積とはしばしば相違する場合があるからである。従つて藩の基準量に対し野田家のそれが約二倍と云ふ数字は、台帳面積と實際面積との相違なき場合であつて、實際は更に下廻るものと考えなければならぬ。文政三年「抱地名寄帳」内の各耕地を付大豆の一畝当りの量に依つて分類し、それに対する延畝を「自分名寄書抜作人帳」から算出したのが次表である。

一畝当りの付大豆量は一升七合と二升の耕地が圧倒的に多い。延畝の総計は約四町である。(四町六畝一步)この面積に対してそれぞれの単位面積当りの付大豆量を乗ずれば大豆七石三斗四合となり、その高は七石六斗

八合余である。野田家の取納基準量と、台帳に於る藩の取納基準量との差は、その内に台帳面積の五分の一に及ぶ延畝の存在を含むものである事を

第六表 文政三年抱地名寄帖内延畝表

畝 1付	大 豆	筆 数	面積		延畝	
			町	反	町	反
14	合	5	1	3	6(+)	9
15	〃	3	1	2	10(-)	7
16	〃	3		6	7(+)	2
17	〃	9	3	8	4(+)	9
18	〃	9	6	0	8(+)	7
19	〃	2	1	7	9(+)	3
20	〃	6	1	8	0(+)	8
21	〃	2		5	1(+)	3
23	〃	1		2	8(+)	7
25	〃	1		3	(+)	9
28	〃	3		7	8(+)	6

考慮しておかなければならぬ。このやうな、延畝の存在する理由については、直御^{ナゴ}竿入の際の付落しと云ふ事情もその一つに考えられるが、それよりも抱地の耕地としての存在形態から来る所が大きいと思はれる。一般に抱地は耕地化した部分の他に若干の原野、

possibleの地を残存させておくからである。殊に壹町以上の比較的大なる地積を有する抱地には、附属の原野も亦少くなかつたと思はれる。従つて前記四町余の延畝も、耕地附属の山林原野を漸次耕地化した結果と考えられる。すでに文政三年「抱地名寄帳」に於て、本高四十三石に対して位増七石八斗八升余、延畝三石八斗九升余を記録して居り、それは全部持高に編入されているから「自分名寄書抜作人帳」に於る四町余の延畝は、文政三年以降の開発に依るものである。このやうに抱地には（抱地に限らず仕明地には一般的に）未墾地を附属せしめ、耕地面積は漸次増大する可能性を有する。取納粟の量から得た野田家の畑に対する見つもりは藩に於て決定した高の二倍以上の数字を示すが、これは台帳面積と実際面積との差即ち、延畝分を含めたものである事を考慮に入れるときは幾分か下廻るもの

である。以上は文政三年「抱地名寄帳」内の耕地を全体として見た場合であつて、個々の耕地について見れば藩の一畝当りの付大豆量は一升四合（二升八合の範囲内であり、野田家の一畝当りの取納粟量は六合九升四合（二百二十二文）の範囲内である。前者は畝当り一升七合二升、後者は一升七合二升二合の地が最も多く、半数以上はこの部分に集中している。しかし、基準となるものが両者で異なるから粟を大豆に換算すれば、第五表の畝当りの数字は約三〇%づつ多くなる。従つて、第五表中の土地の半数以上が二升三合三升の付大豆を附された事になる訳である。付大豆から納粟までの計算法は藩に於ても、野田家に於ても同じであるから、野田家の小作地は高請地に於る正祖の一・三倍一・五倍に当る小作料を負担するものが大部分であつたと云ふ事になる。然るに取納粟総量から逆推した取納基準量である野田家の小作地に対する高の見積りは藩のその約二倍であつて、各耕地単位面積当り取納量の比較から得た数字と差異を生ずる。今、試みに両方の高（藩の決定高と野田家のそれ）から銭納部分を除きされば、三拾四石五升と六拾四石九斗であつて、野田家の決定高は、藩のその二倍に達しない。銭納部分は野田家の小作料中に於ては異常な高額性を有するものと云ひ得る。藩の決定高に対し野田家のそれが二倍以上と云ふ数字は、七石三斗四合の延畝と、異常な高額性をもつ所の銭納部分に依つてもたされたものであつて、半数以上の耕地は、封建貢租量（正租のみ）の一・五倍一・三倍以下の小作料しか負担し得なかつたのである。この事は、本田畑（門地）及び、門地同様の貢租負担を課せられる所の永作地に於る小作關係成立の可能性を甚だ小ならしめるものである。前引の「知行高取務所納次第」の畑高四石九斗に対する貢租負担は約八割（七九・五%）に達する。今、畑高壹石に対する貢租負担と地主取分を抱

地（表中のA）と、門地及び永作地（B）について表示すれば次表の如くである。（表中のI欄は一畝当り取納粟一升三合の場合、II欄は同じく一

第七表 地種別地主取分比較表

	I		II	
	A	B	A	B
取納総量	斗升合 9 2 8	斗升合 9 2 8	石斗升合 1 0 7 1	石斗升合 1 0 7 1
封建貢租	2 3	8	2 3	8
地主取分	6 9 8	1 2 8	8 4 1	2 7 1

升五合の場合を示す。）

門地及び永作地に対する抱地の小作地としての優越性は一目して明らかである。抱地、永作地共に発生的に見れば、仕明地であるから耕地としての性質に甲乙はあり得ない。抱地の優越性は、高一石について米九升二合の軽い負担（武士階級の封建的特権）に依つてのみ生じたものである。野田家の土地は、種目別には抱地、永作地、大山野其他に分たれ、土地に対する所有権の側面から見れば、持高（抱地）と万支配地に分たれる。同家の小作地は持高及び万支配地から構成されているから小作地がどの種

目の土地であるかに依つて野田家に対する経済的比重が異つて来る。小作地中で質的にも量的にも最も大きな比重を占めるのは抱地である。（特に知行権移転の完了した所の持高を構成している抱地）永作地、大山野地其他は質地であるから、其性質上量的に不安定である。経済的な意味では、永作地は小作地としての質は極めて劣悪である。又大山野地に対する貢租は「地方検者及び郷士年寄、郡見廻、庄屋、在役が立会ひ、軽きに見掛し十分の二上納」であるから貢租負担は極めて軽いと云えるが、耕地としては最劣悪地となる可能性が最も多い。即ち、「大山野仕明は現高に支障なき限り、また現高を疎略にせざる様注意して奨励する方針であつたと思はれるが、仕明と植林とを交互に行ふ旧慣があり、仕明後四・五年作職し地

味衰微すれば之を放棄して植林し十七・八年後に伐採し再び仕明するを有利」とした。これは、一般的には切替畑と称する最劣悪地である。永作地、大山野地共に小作地としての条件に大きな制限が附せられているから、単独では小作関係を成立せしめ得ない。抱地との併存に於て始めて小作関係を成立させ得るのである。野田家に於る小作関係は、その土地の面から見れば、封建的統制の弱い（抱地、永作地、大山野地いずれも売買は可能である。）領域に於て成立し、その小作料は封建的特権（抱地は武士階級のみが所有し得る。）を前提として始めて地主取分を成立させるものであつたと云ひ得る。

結 び

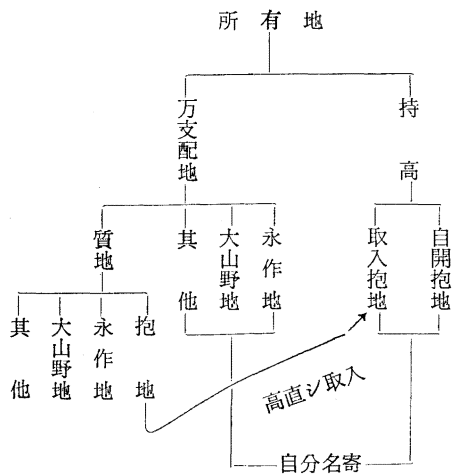
以上野田家の小作関係に於る作人構成と小作料について考察を加へたが、前者に於る変化は、同家の下人構成に現れた変化と考へ合せて一般農民に対する藩の統制が極めて強力であつた事及び、嘉永年代に至つては、小作関係の存続が、特殊的存在であるところの笠野原朝鮮人に強く依存していた事を示している。後者について知り得た所は、抱地所有と云ふ封建的特権を前提として始めて地主取分を成立せしめ得た薩藩農業生産力の低劣さである。これらの諸条件は、一般農民層内部に地主小作関係を成立させる可能性が殆んど存在しなかつた事と、一般農民を作人とする場合は、郷土地主制の展開も必ずしも容易でなかつた事を示している。門地（＝本田畑）及び農民を封建的諸制限、統制の加へられる中心的領域とするならば、野田家に於て成立した地主小作関係は封建的諸制限統制の比較的弱い周辺の領域に成立したものであると云へる。

このやうな野田家（＝郷士）の土地所有は、或意味では封建的領主権に

對抗的な面を有するところの寄生地主的土地所有とは相異なるものである。郷土地主的土地所有の法的基礎が、封建家臣としての知行権にあり、知行権を封建領主権の分散化と見るとき、郷土地主的土地所有は領主権の分散化に依る封建支配者の土地所有と見る事が出来る。

菜種子作、肥料（骨粉）更に笠野原鮮人の如き特殊の勞働力の存在しない他の地域に於る小作關係の推移等残された問題については改めての機会をまちたい。

- (1) 鹿児島県史第二卷二十五頁
- (2) 宮本文次編「九州経済史研究」所收「薩藩郷土生活の経済的基礎」（原口虎雄）二二二—二二六頁
- (3) 拙稿「郷土地主の下に於る小作料の性格」（九州史学第四号三八—三九頁）
- (4) 鹿児島県史第二卷八二—八四頁
- (5) 抱地は「士族が藩の許可を得て自費仕明した私有地で、租米は九升二合、郷土の高上り資格によつて、その所有面積に制限のある土地であり且つ士族身分の者に限り許される」（原口氏前掲稿二三三頁）
- (6) 鹿児島県立図書館蔵「寛政拾叁年正月改知行高免元帳」中の城下土篠原善助の知行高は抱地高一石一斗余を含んでいる。
- (7) 「抱地或者永作地等之儀（享保七年—十二年の内検）大御支配之時分迄ハ誠ニ繰計ニ候処近年過分ニ相重」。「依郷ニ者馬草かしき場所も塞」る程であつた。（日本農民史料聚粹第九卷「諸郷榮勞調」）
- (8) 鹿屋郷に於る野田一族は三系統に分れるが、本稿の対象である野田家は野田勘右衛門の三男、三右衛門に登する。彼は「享保六年嫡子三太郎召列無高無屋敷ニ而別立衆並之御奉公相勤」た。（野田家系図）
- (9) 三右衛門別立以降の野田家の当主が歴任した役職及び持高は次表の如くである。（野田家系図に依る）下図は同家所有地の構成を示したものである。
- (10) 野田家文書「永代高並取入高取調帖」（嘉永元年）
- (11) 永作地は「士族、百姓その他一般に作人が大山野、古荒地等を自費仕明して門地同様の租納をする永代作職の蔵入地」である（原口氏前掲稿）



正右衛門	勘右衛門	三右衛門	仲右衛門	勘右衛門	三右衛門	当主
組頭（嘉永七年—慶応三年）	御高掛、地頭横目、横目	軍役模合取払（文化十四年—文政二年）牛馬役（文政二年—六年） 下役（寛政七年—九年）牛馬役（寛政十年—十三年） 和二（文化二年）横目（文化二年—十一年） 郷土年寄所書役（文政六年—十一年） 天保十三年—弘化四年） 天保十三年—弘化四年）	行司（寛政元年—六年）	野廻（天明七年—寛政元年）	用水掛（宝曆十一年—明和三年）横目（明和四年—六年） 用水掛（明和七年—安永四年）牛馬役（安永五年—七年）	系図記事及び役職 嫡子三太郎召列無高無屋敷ニ而別立（享保六年） 享保十二年初而新仕明高持成
嘉永元年 100石余	74石余	44石 文政三年 53石	40石余	?	3斗7升余	持高

(12) 大山野は「原野、藪地で或は附近の田地用水堤防普請用材料等を探り、或は一定の制限を附して百姓に入会を許し、秣料等を探り、又は肥料用下草を採取せしめ(中略)仕明と植林を交互に行ふ旧慣」があつた。(鹿兒島県史第二卷三二二頁)

(13) 笠野原朝鮮人については「三国名所図繪」卷四十七(天保十四年撰)に「笠野原(中略)此地に朝鮮婦化の民居住の所あり初め伊集院苗代川の朝鮮人三十余戸を分ち、此地に街巷を開き宅地を画し爰に居らしむ、実に宝永の初年なり。それよりして歳に繁り月に昌へて今八十余戸の戸数に及びり衣服言語苗代川の俗に異なることなし、常に耕作を業とす。寛政初年より始めて陶器を造る事をなせり。」とある。即ち天保末年の戸数は八十余戸である。

(14) 百姓の十五才一六〇才の健康な男子を用夫(要夫とも云う)と呼ぶ。夫役負担、人別銀等の賦課単位である。

(15) 大西郷全集第一卷一〇三頁鹿兒島県史第二卷三〇一頁

(16) 「薩藩天保度以降財政改革額末報告書」(近世社会経済叢書第四卷所收)

(17) 野田家文書「万支配地名寄帳」

(18) 川辺村郷土誌(鹿兒島県川辺郡川辺町) 一九七頁

(19) 各形態小作料百分比は次の如くである。

	粟	穀	米
天保4年	68.3%	20.2%	11.5%
13年	52.1%	35%	12.9%
嘉永3年	46.9%	32.5%	20.6%

(20) 鹿兒島県志布志町肝付家文書

(21) 野田家文書各年度取納帳

(22) 註(5) 参照

(23) 鹿兒島県史第二卷三二二頁

(24) 鹿兒島県史第二卷三二二頁

(25) 註(5) 参照

郷土所有地に於る小作関係について